

ジャパンマネーエクスプレス株式会社に対する行政処分について

1. ジャパンマネーエクスプレス株式会社（以下「当社」という。）については、当局による立入検査及び報告徴収等の結果、以下の法令違反行為が認められた。

(1) 資金決済に関する法律（以下「法」という。）第 43 条（履行保証金の供託）、第 52 条（帳簿書類）及び第 53 条（報告書）関係

当社は、各営業日ごとに算出することとされている未達債務の額の日々の算出を行っておらず、事後に要供託額が当社の供託額を超過したことが判明した場合には、帳簿書類上の要供託額が当社の供託額を超過しないように、未達債務の額を遡って少なく見せ掛ける操作を行っていた。

また、当社は、平成 22 年 9 月末から平成 24 年 6 月末までの間に当局に四半期毎に提出した「未達債務の額等に関する報告書」において、操作後の帳簿書類に基づき虚偽の計数を記載していた。上記法令違反行為に係る業務については、取締役が担当していた。

(2) 法第 50 条（委託先に対する指導）関係

インドネシア向け送金に係る顧客の会員登録、本人確認、送金依頼の受付等の業務について、当社社長が、社内の委託先審査手続を経ることなく独断で委託契約を締結し、当該委託先からの口頭による報告のみでモニタリングを行い、監査も実施していない実態にあるなど、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置が講じられていなかった。

このような状況において、当該委託先が所在不明となり、インドネシア向け送金業務の停止を余儀なくされるとともに、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認記録の不備や個人情報の紛失等を招いている。

2. 本件については、法令等遵守態勢や経営管理態勢の構築等に相当の取組みを要するものと認められることから、本日、当社に対し、法第 56 条第 1 項及び法第 55 条の規定に基づき、下記の内容の業務停止命令及び業務改善命令を発出した。

記

(1) 業務停止命令

平成 25 年 1 月 18 日から平成 25 年 2 月 17 日までの間、資金移動業に係る全ての業務（為替取引に関し負担する債務の履行の完了など当局が個別に認めたものを除く。）を停止すること。

(2) 業務改善命令

資金移動業の適正かつ確実な遂行のため、以下に掲げる事項について業務の運営に必要な措置を講じること。

- ① 法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化
- ② 経営管理態勢の充実・強化（内部管理態勢及び内部監査態勢の整備を含む。）
- ③ 未達債務の保全及び帳簿書類の記載について適切な実施を確保するための態勢整備
- ④ 委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置の実施
- ⑤ 本人確認及び本人確認記録の作成・保存を適正かつ確実に行うために必要な措置の実施
- ⑥ 個人情報利用情報の安全管理を図るために必要かつ適切な措置の実施

上記①から⑥までに關する業務改善計画（具体策及び実施時期を明記したもの）を平成 25 年 2 月 15 日までに提出し、以後、計画の実施完了までの間、四半期毎の履行状況を翌月 10 日まで

に報告すること（初回報告基準日を平成25年4月末とする。）。

なお、③に関する態勢整備が行われたと認められるまでの間は、1週間毎に未達債務の額及びその保全状況について確認できる資料とともに報告すること。

(参 考)

ジャパンマネーエクスプレス株式会社の概要

1. 商 号 ジャパンマネーエクスプレス 株式会社
2. 代 表 者 ドル プラサド アリアル
3. 所 在 地 東京都港区白金台5丁目22番11号
4. 登 録 番 号 関東財務局長第00006号
5. 登 録 年 月 日 平成22年7月30日

連絡・問い合わせ先 関東財務局 理財部 金融監督第5課 電話048-600-1152 (ダイヤルイン)
--